

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	14	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	所得拡大促進税制の見直し及び延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 青色申告を提出する中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、①及び②の要件を満たすときは、その中小企業者等の給与等支給増加額の15%（③及び④の要件を満たすときは25%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額を超えること ② 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の101.5%以上であること ③ 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の102.5%以上であること ④ 次のいずれかの要件を満たすこと イ 教育訓練費の額が前1年の教育訓練費の額の110%以上であること ロ 経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたこと</p> <p>※法人住民税については、国税に自動連動する。</p> <p>・特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。（令和4年度末まで） 適用要件について、賃上げに限定せず、従業員への給与等支給総額の拡大等に着目し、支援する。 （租税特別措置法第42条の12の5及び同第68条の15の6）。</p>		
<u>関係条文</u>	地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第13項、		
減収見込額	[初年度] ー (▲25,516)	[平年度] ー (▲25,516)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 賃上げによる所得拡大を促す税制措置を実施することで、消費の拡大による経済の好循環を作り出し、持続的な経済成長を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 経済の好循環のためには、企業が生み出した付加価値を従業員への給与に還元することを促し、所得の増加を通じた内需拡大を図ることが重要。 他方で、足下では新型コロナウイルスにより中小企業の経営環境の悪化が続いており、賃上げはおろか、雇用の維持への懸念も広がっている状況。 そのような中で、景気の早期回復を実現するためには、中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げによる所得の拡大を促す税制支援が引き続き必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋） 第2章 1.（4）消費など国内需要の喚起 個人消費の回復に当たっては、様々な支援策の迅速な実行を通じて雇用と生活を守り抜くこと、そして検査体制の拡充や早期のワクチン・治療薬の開発・普及等を通じて感染リスクに対する国民の不安払拭に努めることに加え、ポストコロナ時代に向けて、デジタル化・リモート化の加速等を通じた生産性の向上と賃金上昇の下での自律的な消費拡大という好循環の実現が見通せるまでの間、政策的な需要の下支えを継続する。</p> <p>第3章 4.（2）所得向上策の推進、格差拡大の防止 ② 最低賃金の引上げ 経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均 1000 円になることを目指すとの方針を堅持する。 他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）（抜粋） （抜粋） ＜経済の現状＞ 我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押しされており、国難とも言うべき厳しい状況に置かれている。回復を支えてきた内需のうち、個人消費はサービスを中心に、イベントの中止や自粛・外出控えにより、消費者マインドの悪化も相まって停滞に陥っている。 （中略） こうした中、アベノミクスの下で改善を続けてきた雇用・所得環境については、本年春季労使交渉では賃上げ率が昨年より幾分低下したものの引き続き多くの企業がベアを実施する一方で、感染症の影響を強く受け、パート・アルバイト労働者の収入が減少している。また、事業者は雇用調整助成金の活用等で何とか雇用維持を図ろうとしている一方、影響の大きい産業を中心に、求人の減少、派遣契約や採用内定の取消等の動きが現れ始めている。収束後の経済の力強い回復の実現に向け、事業活動の継続を強力に支援し、何としても雇用と生活を守り抜かなければならない。</p>
	政策の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	計画的・持続的な所得拡大の環境を実現する観点から、適用期間を令和4年度末まで延長する等の措置を講ずる。
同上の期間中の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現	

本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年度以降高水準の賃上げが行われている。また平均給与、雇員報酬の増加、消費拡大が確認できる。

○賃上げの推進

※春季生活闘争による賃上げ率（日本労働組合総連合会（連合）調査）

年	平成 26	27	28	29	30	令和元
賃上げ率(%)	2.07%	2.20%	2.00%	1.98%	2.07%	1.90%

年	平成 22	23	24	25
賃上げ率(%)	1.67%	1.71%	1.72%	1.71%

○雇用の維持

※就業者（総務省 労働力調査）

年度	平成 26	27	28	29	30	令和元
就業者(万人)	6,371	6,401	6,465	6,530	6,664	6,724

年度	平成 22	23	24	25
就業者(万人)	6,298	6,293	6,280	6,326

○個人の所得水準の改善

※平均給与（国税庁 民間給与実態統計調査）

年度	平成 26	27	28	29	30
平均給与(万円)	3,614	3,612	3,562	3,671	3,716

年度	平成 22	23	24	25
平均給与(万円)	3,547	3,583	3,521	3,595

※雇員報酬（内閣府 GDP 統計）

年度	平成 26	27	28	29	30
雇員報酬(兆円)	261	265	271	276	285

年度	平成 22	23	24	25
雇員報酬(兆円)	253	255	254	256

○消費拡大

※家計最終消費（除く持ち家の帰属家賃）（内閣府 GDP 統計）

年度	平成 26	27	28	29	30	令和元
家計最終消費(兆円)	242	243	241	245	247	246

年度	平成 22	23	24	25
家計最終消費(兆円)	232	233	234	243

合理性
政策目標の
達成状況

有効性

要望の措置の
適用見込み

○令和 3 年度適用件数見込み
121,977 件／事業年度
○令和 4 年度適用年数見込み
133,443 件／事業年度

要望の措置の
効果見込み
（手段としての
有効性）

○経済波及効果
・令和 3 年度減収見込額 1,952 億円
↓
・本税制によるマクロの所得増加額 5,114 億円
（令和 3 年度減収見込額 1,952 億円 ÷ 控除率 15% × 本税制が賃上げ実施のきっかけとなったと
回答した企業割合 39.3%（※令和元年度企業の雇員状況等調査））

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	雇用と所得の拡大を通じて好循環を創り出す他の支援措置として、地方拠点強化税制（のうち雇用促進税制）がある。雇用促進税制の目的は、地方における本社機能の拡充や、東京等からの本社移転に併せた雇用の場の創出であり、地方創生・地方-都市間格差の是正の役割を担っている。 一方、本租税措置の目的は、雇用者の所得の拡大を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現であり、役割が異なる。																							
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																							
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																							
	要望の措置の妥当性	個人消費の拡大という政策目標を達成するには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。																							
税負担軽減措置等の適用実績	<p>【法人税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>74,186</td> <td>86,614</td> <td>95,347</td> <td>117,332</td> <td>128,358</td> </tr> <tr> <td>減収額(法人住民税)(億円)</td> <td>137</td> <td>144</td> <td>168</td> <td>234</td> <td>255</td> </tr> </tbody> </table>							年度	平成 26	27	28	29	30	適用件数(件)	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358	減収額(法人住民税)(億円)	137	144	168	234	255
年度	平成 26	27	28	29	30																				
適用件数(件)	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358																				
減収額(法人住民税)(億円)	137	144	168	234	255																				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>【平成 30 年度】</p> <p>(都道府県民税) 税額控除 63 億円</p> <p>(市町村税) 税額控除 192 億円</p>																								
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年度以降高水準の賃上げが行われている。また平均給与、雇用者報酬の増加、消費拡大が確認できる。																								
前回要望時の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の好循環の実現																								
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年度以降高水準の賃上げが行われ、平均給与、雇用者報酬の増加、消費拡大が確認できる。 一方で、足元では新型コロナウイルスの影響により、中小企業の経営環境が悪化。賃上げはおろか雇用の維持への懸念も広がっており、これまで景気の回復を支えてきた内需のうち、個人消費も停滞に陥っており、経済の好循環の実現には至っていない。																								
これまでの要望経緯	平成 25 年度 新設 平成 26 年度 延長（平成 29 年度末まで）、 拡充（雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等） 平成 27 年度 拡充（雇用者給与等支給増加割合の要件緩和） 平成 28 年度 拡充（雇用促進税制との併用禁止解除） 平成 29 年度 拡充（中小企業に対する控除率の強化） 平成 30 年度 延長（令和 2 年度末まで）、 拡充（要件見直し、基準年度の撤廃）																								